

特許法	判決年月日	令和7年6月18日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和6年（ネ）第10078号 令和7年（ネ）第10010号		

○ 発明の名称を「ダニ捕獲マット」とする発明に係る特許権の侵害訴訟において、被疑侵害品は特許発明の構成要件を文言上充足せず、均等にも当たらないとして、特許権侵害が否定された事例

○ 控訴人の取締役として事業に従事してきた者が、後に株式会社である被控訴人を設立して当該事業を継続するとともに、控訴人名義の借入金を被控訴人の計算により返済してきた場合において、同借入金債務について被控訴人による債務引受合意の成立を認めず、被控訴人から控訴人に対する事務管理に基づく費用償還請求を認容した事例

（事件類型）損害賠償請求 （結論）原判決変更

（関連条文）特許法100条1項、2項、会社法8条、不正競争防止法2条1項20号

（関連する権利番号等）特許第4796334号

（原判決）大阪地方裁判所令和4年（ワ）第11025号、同5年（ワ）第4348号

判 決 要 旨

1 事案の概要等

控訴人・附帯被控訴人（一審原告：X）は、発明の名称を「ダニ捕獲マット」とする発明に係る特許第4796334号（本件特許）に係る特許権者である。

Xは、被控訴人・附帯控訴人（一審被告：Y）が原判決別紙被告製品目録のダニ捕獲マット（被告製品）を製造、販売する行為が本件特許権を侵害する行為であるとして、Yに対し、特許法100条1項に基づき被告製品の製造及び販売の差止め、同条2項に基づき被告製品の廃棄、民法709条に基づき損害賠償金の支払を求めた。また、Xは、YがXの商号を冒用し、被告製品にXの商号を付し、また、被告製品に「特許取得済」との表示を付したことが、会社法8条に違反し、また、不正競争防止法2条1項20号の不正競争に当たるとして、損害賠償金の支払を求めた。

他方、Yは、YがXの借入金を返済してきたとして、民法650条1項、702条1項、703条に基づき、借入金返済相当額について費用償還請求又は不当利得返還請求をするとともに、Yの代表者が本件特許権に係る費用をXに代わって負担して取得した不当利得返還請求権をYが譲り受けたと主張して、同返還請求の反訴を提起した。

原判決は、Xの本訴及びYの反訴をいずれも棄却したところ、Xが控訴を提起し（控訴に伴い、訴えの一部を取り下げた。）、Yが附帯控訴を提起した。

2 本判決の概要

本判決は、原判決のうち、Yによる借入金返済について事務管理の成立を認め、費用償還請求を一部認容するのが相当であるとして、原判決を一部変更し、特許権侵害を含むその余の請求については原判決の判断を維持した。特許権侵害に関する判断部分と、事務管理の成立に関する判断部分の要旨は次のとおりである。

3 特許権侵害について

- (1) 本件発明の特徴や「袋」の語義に照らすと、本件発明の「多孔質通気性袋」とは、内部に物体を収容できる空間部分と閉じるための口とを備えるものであって、その空間部分にダニ食餌を入れることにより、ダニ食餌が容易にこぼれ出て両面粘着テープと混合しないように保持するものをいうと解されるところ、被控訴人が販売している製品（販売被告製品）は、ダニ食餌とダニ誘引香料との混合物を、2枚の不織布により挟み込んでいるにすぎず、これらの不織布の形状において空間部分と口とを備えているということはできない上、挟み込まれた混合物が周囲にこぼれ出ているから、これに当たらない。
- (2) 本件発明の特徴や「含浸」の語義に照らすと、本件発明の「ダニ誘引香料を含浸した織物シート」とは、当該織物シートの相当程度の広さにわたりダニ誘引香料がしみ込んでいるものをいうと解されるところ、販売被告製品のガーゼには、相当程度の広さにわたりダニ誘引香料がしみ込んでいると認めるに足りないから、これに当たらない。
- (3) 本件発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分は、従来の防ダニシートにおいてダニの誘引作用及び捕捉作用が共に弱いとの課題を解決するために、ダニ食餌を入れる多孔質通気性袋を両面粘着テープとは区別された構成として備え、かつ、ダニ誘引香料を含浸した織物シートを備えていることにありと認められるから、本件発明の本質的部分は、これら二つの構成を同時に備えることにありといえる。他方、販売被告製品は、少なくとも、ダニ誘引香料を含浸した織物シートに相当し得る構成を備えていないから、均等の第1要件を満たさない。また、本件発明は、ダニ誘引香料を含浸した織物シートを備えることにより広範囲の領域から多数のダニを集め、ダニ食餌を入れる多孔質通気性袋を備えることにより混ぜ物のない粘着剤成分の強い粘着力でダニを確実に捕捉するという各作用効果を奏するものであるが、販売被告製品の構成によっては、本件発明の同一の作用効果を奏するとはいえないから、均等の第2要件を満たさない。

4 事務管理の成立について

Xの借入金（本件借入金）は、Xの債務であってYの債務ではないから、Yが本件借入金を返済することは、義務なく他人のために事務の管理を始めたといえ、これはXの意思に反するものでないから、事務管理が成立する。

Xは、X、Y及び債権者との間で債務引受合意が成立した旨主張するが、そのよう

な合意の存在を直接証明する処分証書等の書証は提出されておらず、行われたとされる協議の具体的内容も判然としない。本件借入金の返済方法、借入時期とY設立時期の関係等に照らすと、Yが、当面の間、本件借入金の返済に要する資金をXの口座に入金するといった程度を超えて、Xの債務である本件借入金の返済義務を積極的に引き受ける意思までも有していたとは認められない。

以 上